

議 案 第 6 号

松戸市役所支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市役所支所設置条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

東松戸に施設を開設し、公共サービス機能を集約、複合化することにより、利用者の利便性を向上させるため。

松戸市役所支所設置条例等の一部を改正する条例

(松戸市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 松戸市役所支所設置条例(昭和37年松戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

東部支所	松戸市高塚新田363番地の4	田中新田、河原塚、紙敷、紙敷一丁目から紙敷三丁目まで、東松戸一丁目から東松戸四丁目まで、高塚新田、秋山、秋山一丁目から秋山三丁目まで、大橋(矢切支所の所管区域以外の区域)
------	----------------	---

」を

「

東松戸支所	松戸市東松戸二丁目14番地の1	田中新田、河原塚、紙敷、紙敷一丁目から紙敷三丁目まで、東松戸一丁目から東松戸四丁目まで、高塚新田、秋山、秋山一丁目から秋山三丁目まで、大橋(矢切支所の所管区域以外の区域)、和名ヶ谷
-------	-----------------	--

」に

改める。

(松戸市立図書館設置条例の一部改正)

第2条 松戸市立図書館設置条例(昭和45年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表松戸市立図書館東部分館の項を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 図書館に次の地域館を置く。

名称	位置
松戸市立図書館東松戸地域館	松戸市東松戸二丁目14番地の1

(松戸市駐車場条例の一部改正)

第3条 松戸市駐車場条例(昭和60年松戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

東松戸複合施設駐車場	松戸市東松戸二丁目14番地の1
------------	-----------------

第4条の表中

「

21世紀の森と広場東第2駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ5.50メートル、幅1.90メートルをそれぞれ超えないもの (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
21世紀の森と広場南駐車場	
21世紀の森と広場西駐車場	
21世紀の森と広場北駐車場	

」を

「

21世紀の森と広場東第2駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ5.50メートル、幅1.90メートルをそれぞれ超えないもの (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
21世紀の森と広場南駐車場	
21世紀の森と広場西駐車場	
21世紀の森と広場北駐車場	
東松戸複合施設駐車場	

」に

改める。

第5条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 東松戸複合施設駐車場に駐車した自動車であつて、申請、届出、相談、図書館資料の利用等のために来庁する者が乗車するものであると市長が認めたもの

別表第1に次のように加える。

東松戸複合施設駐車場	1月4日午前8時から12月28日午後9時まで
------------	------------------------

別表第2に次のように加える。

東松戸複合施設駐車場	普通	午前8時から午後9時まで	最初の1時間まで無料 以後20分増すまでごとに100円
	夜間	午後9時から翌日午前8時30分まで	1回につき1,000円

別表第2備考中「普通料金」の次に「（松戸駅西口地下駐車場に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。